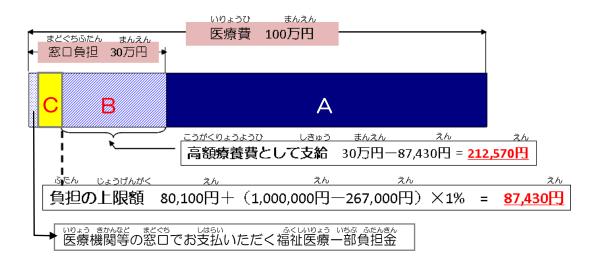
神戸市福祉医療費助成制度(2016.7.1 現在)

■ 日本の医療保険制度とは?

日本にお住まいの芳で一定の姜仲を満たす芳は、医療保険に加えする必要があります。この医療保険により、健康保険証を使って医療にかかられたとき、70%を保険が貧担し(予園Aの部分)、 首之資担は30%(※)になります。

(※)就学爺まで: 20%、就学後から 69歳まで: 30%、70~74歳: 20%(現後並み所得: 30%)、75歳以上: 10%(現後並み所得: 30%)

また自己負担額が 30%とはいえ、1ヶ月 (月の初めから終わりまで) の医療費が高額になるとき、一定額以上は、保険者が受給します。(下南日の部分のことを高額療養費といいます。)



■ 神戸市福祉医療費助成制度とは?

神戸市にお住まい(住民、登録している芳)で、①老人、②望郊児等・こども、③望度障害者、④母子家庭・炎子家庭等で、下記の要件に該当される芳については、自己負担額を兵庫県と神戸市が公費で助成し(上國Cの部分)、医療にかかる経済的負担を軽減し、受診を容易にし、福祉の選進を図る制度です。

■ その資格は?

いりょうひ	じゅきゅうし かく 受 給資格			
助成制度	[制度ごとに下記の鍵件(〇)をすべて満たす 5 [
老人	$O65\sim69$ 歳の方 $O65\sim69$ 歳の方 O市民税非課税世帯(*1)の方で,本人の公的年金等の収入金額(*2)と合計所得 $<$ たのが、 $<$ たの公の年金等の収入金額(*2)と合計所得 < たのが、 $<$ たのが、 $<$ たのが、 $<$ たい			
	ありません。 (*1) 老人医療受給者。の属する世帯の全ての世帯員に常民税(所得割・均等割とも)が課税されていない世帯のことをいいます。ただし、退職所得の分離課税は対象外です。 (*2) 公的年金等の収入金額とは、老齢・退職年金などの課税対象となる収入をいい、障害・過族年金などの非課税となる収入をいい、障害・過族年金などの非課税となる収入をいい、			

到幼児等

- 00歳~15歳(中学3年生)のお子さんのいる方
- ○下記の所得制限の限度額未満 ただし、未就学児は所得制限がありません。

(装1 乳幼児等・こども医療 防得制限)

こども

(21)	
扶養親族等の数	限度額
0	5,320,000円
1	5,700,000円
2	6,080,000円
3	6,460,000 円
4	6,840,000 円
5	7,220,000 円

- ・扶養親族等の数とは、控除対象配偶者と扶養 親族の合計です。
- 老人扶養親族1人につき左記限度額に6万円 が加算されます。

(表2 所得額の計算方法) 乳幼児等・こども医療の所得額=(1)-(2)

①下記の合計額	②下記の合計額
そうしょとくきかがく 総所得金額	社会保険料等控除(8万円•全員一律)
たいしょくくきんがく 退職所得金額	しょうがいじょうじょ 障害者控除(27万円)
さんりなしょくきんがく 山林所得金額	於河域為地域是可以 特別障害者控除(40万円)
上地等に係る事業所得等の金額 一生地等に係る事業所得等の金額	奪婦(美)語際(27 <u>新</u> 神)
商品先物取引に係る雑所得等の金額	募婦特別控隊(35 5門)
とようやくてきょう g し をまな はいとう まかがく 条約適用利子及び配当の金額	勤労学生控除(27万円)
養期及び短期譲渡所得の金額	記録記述 (実額) 雑損控除 (実額)
(租税特別措置法に定める特別控除を行う	いりょうひこうじょ じつがく 医療費控除(実額)
整の 説の 譲渡所得金額)	い規模共済等掛金控除(実額)

黒魚 はがいした

- 〇次のいずれかの 障害をお持ちの方
 - 身体 障害者手帳 1 級 または 2 級
 - ・重度の知的障害(療育手帳A判定等)
 - ・身体障害者手帳3級で、中度の知的障害(療育手帳81判定等)との重複障害
 - 内部障害の等級が3級の身体障害者手帳所持者

障害者 (後期

- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 〇本人、配偶者、扶養義務者(所得調査対象者)すべての方の判定用市民税所得割額(* 3)が235,000円未満の場合

こうれいしゃいりょう高齢者医療 ひほけんしゃ 被保障者)

- はんていようしみんぜいしょとくわりがく じゅうたくかりいれきんとうとくべつぜいがくこうじょ きふきんぜいがくこうじょてきょうまえ (*3)判定用市民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除および寄附金税額控除適用前の しまんぜいしょとくわりがく さいみまん ふょうしんぞく にん えん さいいじょう さいみまん ふょうしんぞく 下民税所得割額から、16歳未満の扶養親族1人につき19,800円、16歳以上19歳未満の扶養親族 1人につき 7,200円を控除して算 出した額です。
- 〇次のいずれかに談当する芳

母学 かない祭

- ・母子家庭の母と児童
- ・ 父子家庭の父と児童
- ・ 父母のない児童
- ・児童扶養手当(一部支給)における所得制限の限度額未満の場合

- 単請は?
 - 1. どこに

お住まいの区の区役所(北須磨地区にお住まいの方は北須磨支所)

- 2. 必要なもの
- 印かん (スタンプ的は不可)・・・申請者本人が窓口でサインできる場合は不要
- ●日本の健康保険証
- 課税・所得証明書 (平成28年1月以降に神戸市外から転入されただ)
- 上記のほか
 - ① 重度障害者医療対象の方(高齢重度障害者を含む)
 - 身体障害者手帳
 - 知的障害者判定書(療育手帳)
 - •精神障害者保健福祉手帳
 - こうれいじゅうどしょうがいしゃ かた よきんつうちょう いっこ さき こうざ ※高齢重度障害者の方は預金通帳など振込み先の口座のわかるもの
 - ②母子家庭等医療対象の方

母子家庭等であることを証明する書類

(例)・児童扶養手当証書・遺族年金証書・戸籍謄本等

- ※審査のため、別途書類の提出が必要となる場合があります。
- ※転入っているだが国民健康保険(国保)に加入される場合は、発に国保加入の手続きをしてから、該当する福祉医療制度の単議・届け出をしてください。
- 受給者となったら

^{じゅういう}となられた

だには「「受給者証」 をお渡しします。

「受給者証」は兵庫県内の保険医療機関等(健康保険証が使える病院・診療所・薬局など)の窓口に健康保険証と一緒に提示してください。

受給者証。をお使いいただくことで、保険診療の自己負担(医療費の3割など)を支払うことなく、福祉医療における低額の一部負担発表には無料で医療にかかることができます。

なお、医療機関などの窓口でお支払いいただく福祉医療一部負担金の負担割合や限度額等は、 受給者証の券節に表示しています。

■福祉医療によるメリット

いりょうひじょせい 医療費助成 せいど 制度	となった。 医療機関の窓口での支払いが以下のように軽減されます。		
	O区分I		
35 じん 老人	- 1 - 100 Stefa - 2割負担で、		
へいせい ねん (平成26年	「日本というできた。」		
一 (平成26年 ^{がつ} 6月に65~	○区分 I (区分 II かつ世帯全員所得なし)		
69歳の方)	・ 1 割り ぶた		
	月額自己貨担限度額は、外来は8,000円、プ院は15,000円まで		
	O区分I		
ろうじん 老人	・2割負担で、		
へいせい (平成26年	月額自己負担限度額は、外来は 12,000円、プ院は 35,400円まで		
がついこう 7月以降に 65	○区分 I (区分 II かつ世帯全員所得なし)		
さいかたのあた	2割負担で、		
10x 1C/2-0/J/	「1000円まで 1000円まで 1		
	万韻自己真担限及韻は、外末は 8,000円、 八所は 13,000円まで 0外来		
「	〇外米		
(0歳~2			
歲)	○入院 おりょう		
	• 無料 • 無料		
乳幼児等・こ	○外来		
ども	・1 医療機関等あたり、1 日400円 (2 割負担) を限度に引2回(800円)まで		
(3歳~	(3回首以降は無料)		
たり	O入院		
まで)	ชบรรว • 無料		
	O外来		
	- 1 医療機関等あたり、1 日600円を限度に月2回(1,200円)まで (3回目以降は		
じゅうどしょうがいしゃ 重度障害者	サビ原版関号のたり、「ロ000円を限度に月2回(1,200円)なて(3回日以降は 動からう 無料)		
里及降舌石	- 無料/ ※高校生以下・低所得者は600円⇒400円		
	いっちしょうしいしんしょうがいし しゃ したい ふじゆう しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう じゅうと ※「重 症心身障害児(者)」(肢体不自由の身体 障害者手帳 1 級か2級と、重度 ちてきしょうがい りょういくてちょう はんていなど、 ゆう かた、		
こうわいじゅうど	の知的障害(療育手帳A判定等)を有する方)は無料		
こうれいじゅうど 高齢重度	にゅうしい 人		
障害者(後期			
高齢者医療被	※高稜堂以下・低所得署は 2,400円⇒1,600円		
保険者の方)	※「重症心身障害児(者)」は無料		
	・長期入院・中学生以下の無料化あり		
	の外来 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	・ 1 医療機関等あたり、1 日400円を収度に月2回(800円)まで (3回目以降		
ほしかていとう 母子家庭等			
	- ・ 定率 1 割負担で、 1 医療機関あたりの負担限度額は月額 1,600円まで		
	を定案で制度担ぐ、「医療機関的にもの負担限反領は月額1,000円まで 5ょうぎにゅういん ちゅうがくせい い か		
	・ 区別へ 灰・ 中子 土以 トツ 無科 しめ ツ		

- 助成できないもの
- 1. 保険のきかない医療費や医療材料は助成できません。

例えば、

- * 薬のビン代・ 証明書料
- ・差額 室料・診断書料
- 健康診断料・往診の場合の負担金
- 予防注射料
 保険診療外の歯科治療費
- ・入院時食事療養費の標準負担額

など

2. 保険診療であっても訪問看護ステーションによる訪問看護は治療行為ではないため医療費 断説の対象外です。

■ 注意事項

- ○「健康保険証」が使える病院・医院・調剤薬局などで受診してください。
- 〇「受給者証」は「健康保険証」とともに病院 ・ 医院などの窓口で必ず提示してください(ただし、原外の医療機関などでは使えません。差額が発生するものは単請による償還払いですので、手続きが必要です)。
- ○病院・医院などでは診療時間が定められていますので、急病以外はできるだけ診療時間内に 受診するよう心がけてください。
- 〇協りや不正の行為によって、福祉医療費の支給を受けた場合には、助成額の全額または一部の 額を遊していただくことになりますので注意してください。

■ 償還払いの手続き

1. 手続きが必要なとき

一次のような場合は、償還抵いの手続きが必要ですので、下記のものを持って、お住まいの区の を後所で単請をしてください。

○医療機関などの窓口で医療費を全額現金払いしたとき

たとえば・・・

- 窓口でいったん全額を支払うものを支払ったとき(例:コルセットなど)
- ・健康保険証を提示せずに受診したとき
- 〇医療機関などの窓口で健康保険の自己質担分(30%など)だけを現金払いしたとき たとえば・・・
 - ・兵庫県内で受給者証を提示せずに受診したとき
 - ・兵庫県外で受診したとき(受給者証が使えるのは兵庫県内の医療機関などのみです)

2. 必要なもの

- ・医療機関などを受診したときの領収書
- ・節かん (スタンプ節は本奇)
- 日本の健康保険証
- ・振込先の銀行口座の番号のわかるもの(通帳など)
- ・「療養費等支給状況証明書」(医療費を全額現金払いしたとき、または、入院をしたとき)

■ お手続きの窓口 (日本語が話せるだとご一緒に手続きをしてください)

0	ひがしなだくやくしょ 東灘区役所	ほけんねんきんいりょうかかいこいりょうがかり 保険年金医療課介護医療係	841-4131 (代表)
	難 全役所	保険年金医療課介護医療係	843-7001 (代表)
_	ちゅうおうくやくしょ 中央区役所	保険年金医療課介護医療係	232-4411 (代表)
0	ひょうごくがくしょ 兵庫区役所	ほけんねんきんいりょうかかい こいりょうがかり 保険年金医療課介護医療係	511-2111 (代表)
0	北 交換所	保険年金医療課介護医療係	593-1111 (代表)
0	をがたくやくしょ 長田区役所	保険年金医療課介護医療係	579-2311 (代表)
0	須磨 区役所	保険年金医療課介護医療係	731-4341 (代表)
0	またすました。 北須磨支所	市民課介護医療係	793-1212 (代表)
0	たるみくやくしょ 垂水区役所	保険年金医療課介護医療係	708-5151 (代表)
0	茜 全發薪	保険年金医療課介護医療係	929-0001 (代表)